

○長崎短期大学物品発注内規

(平成28年4月1日制定)

改正 平成29年6月1日

(目的)

第1条 この内規は、長崎短期大学（以下「本学」という。）の公的研究費を原資とする物品等の発注に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(発注)

第3条 物品等の発注は、「学校法人九州文化学園予算執行事務取扱要領」（以下「要領」という。）により、発注価格に応じて、以下の通り行う。

- (1) 1個または1組の価格が3万円以下の物品等を発注しようとする場合、研究者自ら発注することが出来る。その予算執行については要領により事後決裁を認める。
- (2) 1個または1組の価格が3万円を超え10万円未満の物品等を発注しようとする場合、研究者自ら直接発注することが出来る。その予算執行については規程により決裁権者の事前承認を必要とする。
- (3) 1個または1組の価格が10万円以上の物品等を発注しようとする場合、発注依頼書を総務・会計課へ提出し、総務・会計課が発注する。その予算執行については要領により決裁権者の事前承認を必要とする。

(納品検収)

第4条 納品検収については、「長崎短期大学における納品検収の取扱内規」に定めることとする。

(改定)

第5条 この内規の改定は、総務・会計課にて起案し学長が定める。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この内規は、平成29年6月1日から施行する。